

議第九十七号

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の変更について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第二項の規定により、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の一部を次のように変更するものとする。

令和元年六月十一日提出

岐阜県知事 古田 肇

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の変更

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の一部を次のように変更する。

別表二の表保育所の項中「保育所」の下に「（令和元年六月三十日除却）」を加える。

附 則

この定款の変更は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。